

補助・助成

赤ちゃん特別給付金

市では、コロナ禍で新たに子どもが生まれた世帯に對して、経済的な負担の軽減を図るとともに、子どもの健やかな成長を応援するために、10万円を給付します。

【給付額】
対象児1人につき10万円

【対象者】
次の両方の要件を満たす方
◆令和2年4月28日〜令和3年4月1日までに生まれ

た子どもで、出生後初めての住民登録が香美市であり、この給付金の申請日まで引き続き住民登録していること。

◆対象児の父親または母親が香美市特別定額給付金の給付対象者であり、この給付金の申請日まで引き続き住民登録していること。

【申請方法】出生届出があった方へ市から申請書を送りますので、記入のうえ必要書類を添えて市へ提出してください。

【問い合わせ先】健康介護支援課 親子すこやか班
☎52・9281

香美市ひとり親世帯臨時特別給付金(国給付)

広報8月号でお知らせした香美市ひとり親世帯臨時特別給付金については、申請期限が2月28日(日)までとなっております。

該当する方で、支給を受けた方は、期限までに申請をお願いします。

また、対象者に該当するか判断がむずかしい方は、福祉事務所までご連絡ください。

【問い合わせ先】
福祉事務所 ☎53・3117

香美市ひとり親世帯応援給付金(市給付)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変し、収入が大きく減少している方と申し出があった方に、応援給付金を支給します。

【支給対象者】令和2年10月1日時点で市内に住所を有し、次に定める方。
※ただし、児童扶養手当受給資格を喪失している方は除く。

◆香美市ひとり親世帯臨時特別給付金事業実施要綱に定める家計急変者の申請に對して要件を満たすと確認

された方
◆要綱に定める追加給付の申請に對して要件を満たすと確認された方
【給付額】1世帯5万円
第2子以降ひとりにつき3万円

【支給手続】申請は不要です。支給対象者に該当すると確認された方に、市から給付についてお知らせ文を送付します。また、給付金を希望しない場合は、福祉事務所までご連絡ください。

【問い合わせ先】
福祉事務所 ☎53・3117
※詳細はHPをご覧ください。

高知県立高知城歴史博物館
一正月催し物のお知らせ

博物館に初もうで

ご家族で楽しめるお琴の演奏会や書初めコーナーなどを特別開催します。

展示室では土佐藩主山内家に伝わった資料の中から、土佐藩主にあてて出された諸大名からの年賀状、新年の干支にちなんだ美術工芸品やおめでたい品々を展示。

一年のはじまりは、ぜひご家族でお城下へ！

※イベントの詳細は博物館のホームページをご覧ください。

◆期間 1月2日(土)・3日(日)



展示情報

- ◆総合展示室Ⅰ土佐藩の歴史(第4期)
特集『大名家の年賀状』
12月25日(金)~2月23日(火・祝)
- ◆総合展示室Ⅱ大名道具と土佐の文化(第4期)
特集コーナー『末広がりでおめでたく』
1月18日(月)まで
- ◆企画展『知られざる城博コレクション』
1月1日(金・祝)~3月8日(月)
県内外から寄贈・寄託された土佐藩・高知県ゆかりの初公開資料を含む品々をご紹介します。多彩な資料を通して、土佐の歴史や文化を新発見!

【開館時間】9時~18時※日曜は8時開館
【観覧料】700円※12月25日までは500円
【休館日】12月26日(土)~31日(木)
【会場・問い合わせ先】
高知県立高知城歴史博物館
☎088-871-1600
HP <https://www.kochi-johaku.jp/>

子育て世帯への
臨時特別給付金

公務員の子育て世帯への臨時特別給付金の申請期限は12月14日(月)までです。申請期限までに申請しないと、給付金を受け取ることができなくなりますので、申請がお済みでない方はお急ぎください。

支給対象者は、令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(本則給付)の受給者の方です。

【問い合わせ先】
福祉事務所
☎53・3117

その他

医療機関で個別検診を受診する方へ

令和2年度の子宮頸がん・乳がん検診・胃内視鏡検診を、医療機関で受診する方は、お早めにお申し込みください。

また、受診票がお手元にある方は、受診票の有効期限が1月31日(日)までとなっております。お早めに受診をお願いします。

【問い合わせ先】健康介護支援課
☎52・9282

新型コロナウイルス感染症
の影響で収入が減少した方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度以上の収入の減少が見込まれる等の基準を満たした方は、『国民健康保険税』『後期高齢者医療保険料』『介護保険料』(令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているものが対象)の全部または一部が減免となる場合があります。

この減免は、各保険税等それぞれに申請が必要であり、取り扱いは令和3年3月末までです。該当すると思われる方は、お問合わせください。

【問い合わせ先】
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料
市民保険課 保険班 ☎53-3115
介護保険料
健康介護支援課 社会長寿班
☎52-9280

個人
住民税

■問い合わせ先
税務収納課市民税班
☎52-9292

令和3年度に適用される税制改正について

- 基礎控除の改正
 - 基礎控除額が10万円引き上げられます(改正前33万円→改正後43万円)
 - 合計所得金額2400万円超2500万円以下の方は基礎控除額が段階的に引き下げられ、2500万円超の方は適用されなくなります。
 - 給与所得控除の改正
 - 給与所得控除額が一律10万円引き下げられます。
 - 給与所得控除額の上限額が195万円に引き下げられます。
 - 公的年金等控除の改正
 - 公的年金等控除額が一律10万円引き下げられます。
 - 年金収入1000万円超の方は控除上限額(195万5千円)が設けられます。
 - 年金所得以外の所得が1000万円超2000万円以下の方は引き下げ後の控除額から10万円、2000万円超の方は20万円が引き下げられます。
 - 寡婦(寡夫)控除の改正
 - 全てのひとり親家庭を対象に、生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下)を有する方にひとり親控除(控除額30万円)が適用されます。ただし、事実上婚姻関係と同様と認められる人がいる方や本人の前年の合計所得金額が500万円以上の方は対象となりません。
 - ひとり親以外の寡婦の方は、引き続き寡婦控除の適用がありますが、所得制限(本人の前年の合計所得金額が500万円以下)が設けられます。
 - 人的非課税措置の改正
 - 現行の寡夫・寡婦に対する人的非課税措置が改正され、ひとり親および寡婦が対象となります。
 - 基準となる合計所得金額が10万円引き上げられます。(改正前125万円→改正後135万円)
 - 同一生計配偶者や扶養控除の適用要件の改正
 - 基礎控除額が変更されたこととともない、同一生計配偶者や扶養控除の適用要件である合計所得金額が10万円引き上げられます(改正前38万円→改正後48万円)。
- その他の改正事項については、総務省ホームページまたは香美市ホームページをご覧ください。